

## **[事案 2022-165] 慰謝料請求**

・令和5年6月17日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人による情報漏洩を理由に、精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

令和2年11月に契約した学資保険について、令和4年2月に解約したが、以下等の理由により、精神的苦痛を受けたことから、慰謝料を支払ってほしい。

- (1)募集人に対して、本契約を解約することを妻や妻側の家族には伝えないよう何度もお願いしたが、募集人が家族に伝えてしまい、離婚が確定することになってしまった。
- (2)妻から、解約した理由を問い詰められ、ストレスによりまともに仕事もできず、睡眠・食事もしばらくとれなくなった。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人から話を聞いた妻側の家族は本契約の関係者でないため、募集人の行為は情報漏洩にあたり、不法行為になるものと考えるが、募集人は申立人の家族関係が良好でないことについては知らず、一般に契約情報の漏洩により、家族関係が悪化して離婚に至ることは想定されないことから、離婚による精神的苦痛と本件漏洩とは因果関係がない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況の確認と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および保険会社職員に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人が、契約関係者ではない人に契約情報を伝えたことは、個人情報を取り扱う保険会社として、あってはならないことであり、決して看過することができない問題であるのに加え、申立人が本解約を伝えないように依頼したにもかかわらず情報漏洩が生じている。
- (2)申立人の主張する精神的苦痛は軽微なものというわけではなく、離婚との因果関係は認めがたいとしても、情報漏洩により申立人に相当程度の精神的な負担をかけたことは否定できない。